

老岐市農業委員会定例会（令和8年1月）

議 事 録

1. 開催日時 令和8年1月26日（月） 午前9時
2. 開催場所 老岐市役所 石田庁舎 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 14名
4. 欠席委員 …… 委員、…委員、…委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 ……番…委員 ……番…委員
 - 第2. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
(出し手から農地中間管理機構)に対する意見について
 - 議案第3号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
(農地中間管理機構から受け手)に対する意見について
 - 議案第4号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について
 - 議案第5号 農地の賃借料情報の提供について
7. その他

開 会 （ 午 前 8 : 5 5 ）

事務局 皆さんおはようございます。

ご案内の時間前ではありますが、只今より令和8年1月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、…番…委員と…番…委員と…番…委員さんから欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は18名中15名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を…会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会 長 皆さん改めまして、おはようございます。

皆様方と今年初めて会いますので、明けましておめでとうございます。

今年も宜しくお願いします。

一昨年から地域計画の達成に向けまして、皆様方からご協力を頂きまして、令和7年度から実践に移ったということでもあります。特に来年度から5か年の期間で、地域計画達成に向けまして、経営基盤の拡大、強化等、国の予算も大幅に増加するのではないかと考えております。皆様方が取り組みます事業がありましたら、農林課の方で相談されて規模拡大や経営安定のために補助事業を活用された方が良いと思います。それから、別添資料として令和7年の1年間の行動実績を載せておりますので、後もってご覧になっていただきたいと思います。

議 長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名人は、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。なお、本日の会議書記には事務局、・・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、それでは1頁をお願い致します。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が3件あがっております。

受け手は、全て個人でありますので、「農地所有適格法人以外の法人」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、2件の贈与、1件の売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

「全部効率利用要件」は、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような3つの内容を審議して頂くこととなります。

1番 土地の所在

勝本町大久保触	字松田	・・・番	地目	田	面積	1, 185㎡
同じく	字皆越	・・・番	地目	田	面積	1, 638㎡
同じく		・・・番	地目	田	面積	2, 239㎡
同じく		・・・番	地目	畑	面積	292㎡

譲渡人

譲受人

経営地面積は、田が1, 054㎡、畑が2, 465㎡です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため売却する。

譲受人 買い受けて、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は水稻、飼料です。

農機具は、トラクター、ホイールローダー、マニアスプレッダー、軽トラック、を所有してあります。

農作業歴は本人20年、父50年、母40年です。

通作距離については、500mほどです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、飼料の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。1月19日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 みなさん、おはようございます。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、1月19日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・・さんは、島外在住で農地の管理ができないということで、現在耕作している譲受人の・・・さんに売却するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第1号1番は決定します。

続きまして、2番の説明をお願いします。

事務局 はい、1頁をお願い致します。

2番 土地の所在

勝本町布気触 ^{はるのた}字原野田・・・番 地目 畑 面積 1334㎡

同じく・・・番 地目 畑 面積 299㎡

同じく・・・番 地目 畑 面積 827㎡

譲渡人・・・・・・・・・・

譲受人・・・・・・・・・・

経営地面積は、畑が2,460㎡です。

申請理由

譲渡人 後継者へ生前贈与する。

譲受人 受贈し、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は野菜です。

農機具は、トラクター、軽トラック、刈払機を所有してあります。

農作業歴は本人22年、妻12年です。

通作距離については、1kmほどです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、大根、キャベツなどの野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。1月19日に・・・委員さんと譲受人の父親との立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 みなさん、おはようございます。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、1月19日に本人の父親と現地確認を致しました。

譲受人は、譲渡人の子供さんであります。跡取りのいない母の実家の農業を継ぐために、今回申請したとのこと。現在は、家庭菜園みたいに大根などが植えてありました。

農地の親子間の生前贈与でありますので、何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第1号2番は決定します。

続きまして、3番の説明をお願いします。

事務局 はい、2頁をお願い致します。

3番 土地の所在、

芦辺町中野郷西触	字高野	・・・番	地目	畑	面積	953㎡
同じく		・・・番	地目	畑	面積	1209㎡
同じく		・・・番	地目	畑	面積	303㎡
同じく		・・・番	地目	田	面積	1054㎡

譲渡人

譲受人

経営地面積は田が1, 054㎡、畑が2, 465㎡です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため贈与する。

譲受人 受贈し耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稻、野菜です。

農機具は、トラクター、コンバイン、軽トラック、米乾燥機を所有してあります。

農作業歴は本人7年、父30年です。

通作距離については、500mほどです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、レモンやじゃが芋などの野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。1月16日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確

認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 はい、みなさん、おはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、1月16日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、農地を相続したものの島外在住であるため農地の管理ができないということで、譲受人の・・さんに贈与するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第1号3番は決定します。

続きまして、議案第2号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)に関する意見について」と議案第3号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)に関する意見について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案の第2号と議案第3号は一括して説明させていただきます。

はい、3頁をお願い致します。

議案第2号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の意見審議について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見を求められたので、その判断を求めるものです。

4頁～5頁をご覧ください。令和8年1月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については、この一覧表のとおりであります。

また、3頁をご覧くださいと長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定について、10年間の田の新規が1筆で1,755㎡、更新が5筆で6,211㎡、5年間の田の新規が13筆で18,530㎡であり、10年間の畑の更新が1筆で747㎡、5年間の畑の新規が1筆で2,073㎡であり、合計が田畑合わせて21筆で29,316㎡であります。

続きまして、使用貸借権設定について10年間の田の新規が17筆で17,340㎡、15年間の田の更新が1筆で2,317㎡、15年間の畑の更新が4筆で2,916㎡で、10年間の畑の更新が2筆で2,914㎡であり、使用貸借権設定の合計が田畑合わせて24筆、25,487㎡であります。

続きまして、6頁をお願い致します。議案第3号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の意見審議について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見を求められたので、その判断を求めるものです。7頁から8頁の令和8年1月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については一覧表のとおりでありまして、再度、6頁をご覧くださいと、計画につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社の要請により、市が公社

に提出するもので、集積計画表は、議案第2号で説明したとおりであります。

この計画につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第2号の農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の公告と、農用地利用集積等促進計画(案)の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を、公告することによりまして、農地中間管理機構が借り手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることとなります。何かございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第2号と議案第3号は原案のとおり決定し、その旨回答します。

続きまして、議案第4号「農地利用状況調査にかかる非農地判断について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、9頁をお願いします。

議案第4号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」遊休農地が農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かについて、審議のうえ決定の要がある。

1 農業委員会は、利用状況調査の結果をもとに、下記の条件に該当する農地であるか定例会で判断を行う。

農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地)であって、農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとする。

ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

2 農業委員会は、1において「農地」に該当しないと判断された場合、総会での議決を経て所有者等に対し「非農地通知書」を県、市、法務局の関係機関に対し「非農地通知一覧表」を送付する。その後 農地基本台帳の整理を行います。

10頁～16頁に農地利用最適化推進委員さんと農業委員さんに対象地の現況確認をして頂きました結果を掲載致しております。

10頁の非農地通知発送対象について、議案書配布後に申し出がありましたので、数値の変更をお願いします。

今回、非農地と判断されたものは、178筆で141,472㎡となっております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 以上の説明でございますが、この判断基準よろしいでしょうか。どなたかご質

疑ございませんでしょうか。

- ・委員 非農地通知を出して、実際、法務局に出しても実際手続きをしている人は、3割くらいと聞いている。何か対策はないでしょうか。

事務局 通知文の中には、法務局に行って非農地通知による地目の変更をしていただくようお願いはしている。非農地なので、委員会事務局の台帳には農地以外ということで表示されるが、法務局の地目は、本人が申請しないと地目変更できないことになっています。事務局としては、回覧等で周知して地目変更をお願いすることしかできないと思っております。

議長 本人が手続きしないと、農業委員会としては、どうしようもできない。ただ、非農地と判断されたところは、台帳から外れております。そうしないと、農業委員と最適化推進委員が毎年同じ農地を何度も確認しなければならなくなる。

- ・委員 わかりました。

議長 他に何か質疑はありませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第4号は決定します。

続きまして議案第5号「農地の賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、17頁をお願いいたします。

議案第5号「農地の賃借料情報の提供について」農地法第52条の規定により、農業委員会は地域ごとにおける賃借料情報の提供を行う必要があり、令和7年1月から令和7年12月までの農業経営基盤強化促進法による利用権設定並びに農地中間管理事業の推進に関する法律による中間管理権設定の情報をもとに新たな賃借料情報を作成したため、この議案を提出する。議決後「壱岐市農地賃借料情報」として、ホームページ等での公表をいたします。

10a当りの賃借料です。

田、幡鉾川流域総合整備事業の基盤整備地区では、平均額が18,800円、最高額が35,000円、最低額が5,000円で、データ件数は259件でした。その他の地区では、平均額が6,900円、最高額が15,000円、最低額が300円で、データ件数は331件でした。

畑、幡鉾川流域総合整備事業の基盤整備地区では、平均額、最高額、最低額ともに15,000円でデータ件数は、4件でした。

その他の地区では、平均額が4,200円、最高額が25,100円、最低額が500円で、データ件数は95件でありました。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、この件につきまして何かご意見ございましたらお願いします。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第5号は決定します。続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 事務局からのその他の件ですが、

① 2月の定例会の日程 令和8年2月25日(水)午後4時～

場所 壱岐市役所 石田庁舎 2階会議室

午後6時から委員任期満了に伴う慰労会を開催

- ② 忘年会の精算について
- ③ 第10回ながさき女性農業者の集い
- ④ 全国農業新聞の購読推進について

議長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】
それでは、大変お疲れ様でした。

閉 会 （ 午前 9：40 ）

以上のお通り議事内容を記載し、事実と相違ないことを証するため署名する。

令和 8年 1月26日

農業委員長 谷 島 栄 一 ⑩

署 名 人 長 嶋 直 也 ⑩

署 名 人 横 山 博 之 ⑩